

令和4年第7回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年7月21日(木) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 岡森 喜与一

2番 山本 長栄

3番 松ノ木 睦男

4番 新田 善男

5番 舛澤 誠一

6番 細川 仁

7番 堂屋 剛

8番 木村 正美

10番 八丁野 よし子

11番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

雫石 福崎 公博

雫石 徳田 雅博

雫石 田村 國彦

御所 吉田 光彦

御所 米澤 晃

御所 川口 英敏

御所 細川 健一

西山 高橋 浩之

西山 松本 光正

御明神 伊藤 庄一

御明神 南野 久晃

御明神 木村 久雄

御明神 砂壁 純也

4 欠席した委員

農業委員 9番 山崎 忍

推進委員 西山 柿木 一明、山田 裕明、御明神 夷森 和人

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

議案第5号 適用外証明願に対する可否決定について

議案第6号 雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後1時55分

議 長 只今から令和4年第7回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席議員は農業委員10名、推進委員14名、計24名です。
雫石町農業委員会規則第条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので、本総会は成立します。
始めに、会務報告を事務局よりお願いします。

上村局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局より報告がありました。確認したい事などございませんか。

(なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の
規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には2番、山本長栄委員、3番、松ノ
木睦男委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名します。
次に、報告第1号を行います。事務局から説明をお願いします。

高橋係長 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出書について、表のと
おり3件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

(なし)

議 長 なければ報告第1号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対す
る意見決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 番号1、〇〇が所有する 畑1筆、面積170㎡について、〇〇と売買
しようとするものです。場所は参考資料の2ページにあります『3条：
〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約50m向かった場所にな
ります。詳細な位置などは参考資料の5～6ページをご覧ください。
番号2、〇〇が所有する田1筆、面積1,940㎡について、子の〇〇が

新規就農するため、使用貸借を新規で設定しようとするものです。場所は参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約150m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の7～8ページをご覧ください。

番号3、〇〇が所有する田2筆、面積計5,290㎡について、〇〇と賃貸借を新規で設定しようとするものです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約400m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の9～10ページをご覧ください。

以上説明しました案件に係る調査書を6～7ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われま

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を新田委員にお願いします。

4番 新田委員

7月14日、私、坂下委員、福崎推進委員、夷森推進委員の2班4名と事務局で現地を確認して来ました。

番号1についてご報告いたします。本件は土地の売買ですが、〇〇は現在遠方に住まわれており、自己所有地である農地や宅地等を〇〇に購入してほしいと申し出たことから、今回の申請になったとの事です。現地の状況は、草刈りはしていましたが、雑草一面であり売買後は耕起し、野菜を生産する計画とのことで問題ないものと思われま

次に、番号2についてご報告いたします。現地を確認したところ、野菜が生産されており、使用貸借後も利用状況が変わるものではないことから問題ないものと思われま

最後に、番号3についてご報告いたします。現地を確認したところ、こちら野菜が生産されており、賃貸借後も利用状況が変わるものではないことから問題ないものと思われま

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

1番ですが、私の記憶では現地に行くまでの進入路が、機械が入って行くのもやっとだったような気がします。購入される方は野菜を作るそうですが、その辺りはどうするのか詳しくお願いします。

四ツ家主任

こちらの土地は確かに通路が狭く、耕耘機などが通るにはギリギリの所で、小さい耕耘機であれば入っていけるかなといった感じでした。〇〇さんは宅地、雑種地、農地をセットで購入してほしいと頼まれたらしく、大きく作付けできる場所ではないので、ナスやキュウリなどを考え

ているとの事で、機械を入れるかどうかまでは聞いていません。

8番 木村委員 調査書では「一般的な野菜作りをしていく」と記載されていますが、両脇をコンクリートで固められている所を通って行かなければならないはずですし、隣は畑で通るのは厳しいと思いますので、実際に作付け出来るのか疑問に感じたところでした。

四ツ家主任 調査書に「一般的な」という書き方をしているのですが、家庭菜園に近い耕作の仕方という事です。この調査書の表現は今後検討したいと思います。

議長 他にございませんか。
なければ質疑を終結し、採決に入ります。
只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 番号1、〇〇が所有する畑2筆、面積計517㎡について、〇〇新築のため、子の〇〇に贈与しようとするものです。場所は参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇西側の道路を挟んで向かいの場所になります。詳細な位置などは参考資料の11～17ページをご覧ください。本件は、孫である〇〇が祖父の〇〇が所有する農地に〇〇を新築する計画ですが、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、〇〇等で集落接続して設置されることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。

番号2、〇〇が所有する田2筆、面積計3,016㎡について、〇〇整備のため、〇〇と売買しようとするものです。場所は参考資料の2ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から東へ約200m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の19～22ページをご覧ください。本件は、事業拡大により現在の〇〇保管場所では面積が足りないため拡大するものです。周囲の状況は農地と農地外が混在しており、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であり、代替性がないことから農地転用許可基準を満たしているものと思われます。

番号3、〇〇が所有する田1筆のうち一部、面積302㎡について、〇〇資材置き場等に係る一時転用のため、〇〇と使用貸借しようとするも

のです。場所は参考資料の3ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南へ約800mの場所です。詳細な位置などは参考資料の23～27ページをご覧ください。本件は、〇〇建設に係る資材置き場や作業スペースを仮設する目的で一時転用する計画ですが、計画面積も妥当で、農振法に規定する農用区域内の農地であります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われれます。

番号4、〇〇が所有する畑1筆、面積336㎡について、〇〇新築のため〇〇と売買しようとするものです。場所は参考資料の2ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇の北側の場所です。詳細な位置などは参考資料の29～35ページをご覧ください。本件の申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われれます。

番号5、〇〇が所有する畑1筆のうち一部、面積6,212㎡について、〇〇に係る一時転用のため、〇〇と賃貸借するものです。場所は参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から東へ約300m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の37～42ページをご覧ください。本件は〇〇が〇〇調査のため〇〇をする目的で一時転用する計画ですが、計画面積も妥当で、農振法に規定する農用区域内の農地であります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であることから農地転用許可基準を満たしているものと思われれます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告の番号1と2を福崎推進委員に、番号3から5を坂下委員にお願いします。

福崎推進委員

番号1についてご報告いたします。申請地は、〇〇宅の隣地となりますが、現地を確認したところ、適切に保全管理され、かつ集落接続している場所であり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

つぎに番号2ですが、本件は車両保管場所として整備する計画であり、現地を確認したところ雑草が一面に生い茂っている状況でしたが、転用後に周辺農地へ与える影響は少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

11番 坂下委員

番号3についてご報告いたします。現地を確認したところ適切に保全管理されており、かつ一時転用であるため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

次に番号4です。現地を確認したところ適切に保全管理されており、

隣接する農地もなく、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

次に番号5です。敷地内は施錠されており現地確認はできませんでしたが、総会案件資料の41～42ページに掲載している資料写真により、現地は適切に保安全管理されていることが確認でき、申請者からの聞き取りも行っております。また本件は一時転用であり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと思われれます。なお、事前着工はありませんでした。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

吉田推進委員 3番について、〇〇建設のため、仮設でこの場所を使用するとの事ですが、〇〇を建てる為に使うものではないのですか。

四ツ家主任 〇〇を建てる為の資材置き場として使用する為に、一時転用するとの事です。〇〇を建てる場所は23ページの図面に載っている場所で、以前に土地収用で農地ではなくなっていますが、周辺に資材置き場が必要となり今回、一時転用申請があったものです。

議 長 他にございませんか。

8番 木村委員 5番ですが、何のための〇〇調査ですか。法面が2,615㎡となっているのですが、盛土などはどのようにするのでしょうか。雨が降ったりすると土砂が流出する心配もあるので、どのような感じに掘って盛り方をするのか、説明を聞いていけば教えてほしいです。

四ツ家主任 〇〇調査の目的は、〇〇があるかどうかを確認するための調査です。盛土に関しては記述がないのではない方向と思われれます。

8番 木村委員 ではここの法面の部分はどこの部分になりますか。

上村局長 法面は赤枠で囲った所で、今回の〇〇調査で法面の所までという事ではなく、計画内容での部分だと思われれます。

四ツ家主任 法面のために盛土をするということは無いと思われれます。

8番 木村委員 〇〇の調査ということは、〇〇の深さは相当深く掘ると思いますがどれぐらい掘るか聞いていますか。

議 長 参考としてですが、細い機械で土のサンプルを採取しながら掘っていき、水や何かに当たれば成分を調査しながら進めていきますので、土は

それほど出ません。今回の〇〇調査に限らず、こちらの企業は他でも〇〇調査を行っており、大体2,500m程度掘削しているとの事ですので、今回もそのくらい掘削すると思います。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。
只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定しました。
次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定を議題とします。本案件は、一括方式の番号4から7、番号10と11、番号15が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当しますので、これに該当しない案件と分割して審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、分割して審議します。初めに、一括方式の番号4から7、番号10と11、番号15を除いた案件を審議します。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 始めに利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田1筆、面積17,052㎡について、〇〇と新規に利用権を設定するものです。

次に、一括方式の内容について説明いたします。

こちらの議案は、農地中間管理機構たる(公社)岩手県農業公社が、出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号1、〇〇が所有する、田1筆、面積1,933㎡、

番号2、〇〇が所有する、田11筆、面積計43,397㎡、

番号3、〇〇が所有する、田10筆、面積計10,402㎡について、〇〇と、

番号8、〇〇が所有する、田10筆、面積計18,963㎡、について、〇〇と、

番号9、〇〇が所有する、田5筆、面積計21,453㎡について、〇〇と、

番号 12、〇〇が所有する、田 8 筆、面積計 19,569 m²について、〇〇と、

番号 13、〇〇が所有する、田 5 筆、面積計 11,268 m²について、〇〇と、

番号 14、〇〇が所有する、田 3 筆、面積計 4,446 m²について、〇〇と、
番号 16、〇〇が所有する、田 1 筆、面積 3,013 m²について、〇〇と、
番号 17、〇〇が所有する、田 2 筆、面積計 3,341 m²について、〇〇と、
番号 18、〇〇が所有する、田 6 筆、面積計 12,614 m²について、〇〇と
それぞれ農地中間管理事業の一括方式により、新たに利用権を設定する
ものです。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項
の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければ質疑を終結し、採決に入ります。

只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、一括方式の番号 4 から 7、番号 10 と 11、番号
15 を除き原案のとおり決定しました。

次に、議事参与の制限に該当する案件を順に審議します。

初めに、一括方式の番号 4 から 7 を審議します。この案件は、私に関
する事項がありますので、この議案の審議が終結するまで退席します。

尚、議長は、農業委員会規程第 4 条により、会長が欠けた時は、会長
職務代理者が代理することとなっておりますので、木村会長職務代理者
に議長をお願いします。

(岡森会長、退席。木村代行、議長席に着席)

議 長

岡森会長が退席しましたので、暫時議長を務めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

番号 4、〇〇が所有する、田 4 筆、面積計 8,600 m²、

番号 5、〇〇が所有する、田 4 筆、面積計 11,175 m²、

番号 6、〇〇が所有する、田 6 筆、面積計 12,703 m²、

番号 7、〇〇が所有する、田 1 筆、面積 1,660 m²について、〇〇と新

たに利用権を設定するものです。こちらの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。
只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、一括方式の番号4から7は原案のとおり決定しました。

(木村代行 自席へ移動。岡森会長 着席)

議 長 次に、一括方式の番号10と11を審議します。
この案件は、〇〇委員に関する事項がありますので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 番号10、〇〇が所有する、田1筆、面積7,762㎡、
番号11、〇〇が所有する、田2筆、面積計3,116㎡について、〇〇と新規に利用権を設定するものです。こちらの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。
只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、一括方式の番号10と11は原案のとおり決定しました。

(〇〇委員 着席)

議長 次に、一括方式の番号15を審議します。この案件は、〇〇委員に関する事項がありますので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 番号15、〇〇が所有する、田7筆、面積計17,892㎡について〇〇と新規に利用権を設定するものです。こちらの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。
只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、一括方式の番号15は原案のとおり決定しました。

(〇〇委員 着席)

議長 次に、議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 本案件は農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する(公社)岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものでありますので、所有者の氏名を省略し、利用権の設定を受けるものについて説明いたします。

番号1、田6筆、面積計13,821㎡について、〇〇に（公社）岩手県農業公社が利用権を設定するものです。備考欄に記載のとおり、これまで別の借受人に配分されておりましたが、事情により権利を移転するものです。本案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われま

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

（なし）

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。
只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。
次に、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 番号1、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は、畑1筆、面積242㎡です。場所は参考資料の1ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約700m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の43～45ページをご覧ください。非農地となった事由は、昭和52年頃に宅地と隣接する農地にまたがって車庫を建設し、宅地と一体的に利用してきたとのこと。以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を28ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過し、農地に復旧することは困難であり、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われま

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を福崎推進委員にお願いします。

福崎推進委員 番号1についてご報告いたします。申請地を確認しましたが、事務局からの説明のとおりであり、現地は宅地の一部として車庫、家庭菜園等が整備され利用されている状態でした。現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。
只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第5号は、願い出のとおり証明する事に決定しました。

次に、議案第6号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 始めに農振農用地区域からの除外について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積8,792㎡について、〇〇が〇〇整備のため農用地区域から除外しようとするものです。場所は参考資料の1ページにあります『農振除外：〇〇』となっている所で、〇〇に隣接する場所です。詳細な位置などは参考資料の47～50ページをご覧ください。現地は雑草が一面に生い茂っている状況でしたが、申請地域の農業振興上、特に支障がないと認められ、除外後は第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であり、農地法上の転用許可も可能と思われることから農用地区域からの除外は問題ないものと思われま

す。つづきまして、農振農用地区域の用途変更申請内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積151㎡について、〇〇建築のため農用地から農業用施設用地へと用途を変更しようとするものです。農振農用地区域の用途変更の案件につきましては、計画内容から同法律第10条第3項に規定する農用地の利用上必要な施設の用に供される土地に該当し、要件を満たしていると思われま

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員 番号1は〇〇整備の為との事ですが、こちらの会社の信用性はどの程度ありますか。〇〇を大量に建てて、そのまま放置する会社もあると聞いておりますので、本当に信用できる会社でしょうか。

四ツ家主任 事務局でも確認のために会社のホームページを見ましたが、親会社は〇〇という会社で、今回の1と、他に2という子会社がありました。ホームページにも載っていましたが、他県でも事業をしていましたので、信用できない会社ということではないと思われま

8番 木村委員 でたらめな会社は自分をでたらめだと言わないので、パンフレットやホームページ等だけで判断するのは危ないのでは。対応年数が過ぎても何もせずに撤退するという事も考えられるので、そのような事がないかきちんとやってほしいです。

四ツ家主任 今回は農振除外の為の意見を求めるものですので、今後、〇〇に係る5条転用申請が出てくると思われます。その際には、ご指摘のあった所を含めて、詳しく聞き取りしながら申請を受けたいと思います。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。
只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「挙手多数」

議 長 挙手多数ですので、議案第6号は原案のとおり決定しました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時55分

以上が令和4年7月21日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 7 月 21 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 2 番

3 番
